

事務連絡(保86)

平成19年7月25日

都道府県医師会

保険担当理事 殿

日本医師会常任理事

鈴木 満

### 被保険者証にQRコードを付ける様式の実施中止について

今般、厚生労働省保険局総務課保険システム高度化推進室より、被保険者証にQRコードを付ける様式の実施中止について別紙のような文書が発出されましたので、ご連絡申し上げます。

QRコードにつきましては、厚生労働省での資格確認検討会の報告に基づき、被保険者証の転記ミス防止する対策の一環として平成20年4月から被保険者証に当該コードを付ける様式が原則となる旨、ご連絡して参りました。また、同検討会報告書では、QRコード付与後の第2段階の措置として、ネットワーク回線等を通じた被保険者証の即時資格確認にも取り組む旨も併せて報告されておりました。

しかし、平成19年6月19日付けの「経済財政改革の基本方針2007」により、健康ITカード(仮称)の導入に向けた検討を行うことが閣議決定されるなど諸般の状況を踏まえ、当初予定していた健康保険法施行規則および国民健康保険法施行規則の一部改正は中止することとなりました。

日本医師会といたしましては、QRコードの付与は医療機関における被保険者証の転記ミス防止及び即時資格確認を実施するための対策と位置付けておりました。そのため、当該措置の方策が何であれ、本来の趣旨が変わるわけではなく、今後とも医療機関における利便性向上のための働きかけを継続して参る所存であります。

(添付資料)

1. 被保険者証の券面に二次元コードを装着することを目的とした省令改正の中止について(平成19年7月9日 厚生労働省保険局総務課保険システム高度化推進室)

「写」

事務連絡  
平成19年7月9日

都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部）長 殿  
都道府県老人医療主管部（局）  
老人医療主管課（部）長 殿  
地方厚生（支）局長 殿

厚生労働省保険局総務課  
保険システム高度化推進室

被保険者証の券面に二次元コードを装着することを目的とした  
省令改正の中止について

当室においては、資格過誤によるレセプト返戻の解消に向けた取り組みの一環として、被保険者証記載内容の自動転記化を行うため、被保険者証の券面に当該券面における記載事項の一部を二次元コードに記録して装着することを目的とする健康保険法施行規則及び国民健康保険法施行規則の一部改正を昨年より検討してきました。具体的には、平成20年4月より健康保険及び国民健康保険の被保険者証にQRコードを装着することを予定しておりました。

しかしながら、本年6月19日付け「経済財政改革の基本方針2007」（骨太の方針）により、健康ITカード（仮称）の導入に向けた検討を行うことが閣議決定されるなど諸般の状況を踏まえ、省令改正を中止することとしましたので、貴職におかれましては、ご了知いただくとともに、関係者への周知をお図りいただきますようお願いいたします。